

伊野田漁港の救難訓練に伴う使用申請等の経緯及び今後の対応について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は、本市行政運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年7月に新聞報道等でありました、伊野田漁港の救難訓練に伴う漁港使用許可申請等の経緯等及び今後の対応について周知いたします。

○伊野田漁港の使用申請について

漁港外の洋上において、米軍が救命水難訓練を実施するにあたり、その訓練で使用する船舶の係留とプレハブ（救命訓練の備品置き場）の設置について、伊野田漁港を使用したい旨の申請が令和7年6月24日にありました。（漁港使用期間：令和7年7月7日～令和7年7月31日）

同申請を受け、申請者（一般市民）へ訓練概要の提出を求め漁港使用にあたっての調整を行い、また、当該漁港を主に使用している利用者（地元漁友会）とも漁港使用への影響など調整を行いました。

調整の結果、当該漁港使用の申請が、救難訓練で使用する漁船及びボートの係留とプレハブ設置であることや救難訓練の実施場所については漁港外の沖合で行われること、米軍と地元の漁業関係者と連携した救助支援等を訓練目標としていることから、漁業活動への影響は無いものと判断し、部内調整を行った上で、令和7年7月3日付けで使用許可を交付しました。

○その後の経緯

その後申請者においてプレハブの設置が行われ、令和7年7月14日にボート2隻の係留を確認しました。

令和7年7月15日に、一部許可に反する漁港内を使用した救命訓練を実施したことが確認されたため、同日、申請者へ漁港内で許可内容に反した訓練は行わないよう強く指導を行いました。

令和7年7月16日に、沖縄防衛局へ対し、米軍による訓練の情報把握の徹底や事前に本市へ情報提供を行うこと、今後、本市施設を利用した訓練を実施する場合には、個人による申請ではなく、実施主体における正式な団体名で申請を行うとともに、今回の申請についても手続きを改めて取り直すこと、米側に対し、単独での訓練実施は控えるよう防衛省から正式なルートを通じて申入れを行うとともに、市民生活に影響を及ぼす訓練の実施は行わないよう米側との調整を図ること等、同局へ改善を図るよう強く抗議を行っております。

令和7年7月17日に、今回の漁港使用許可手続きについて沖縄防衛局より改めて取り直す旨の申し入れがありました。また、米軍側から沖縄防衛局を通じて、今回の救命水難訓練は、今後の訓練は中止し、天候の状況を見ながら令和7年8月10日までに撤収するとの報告を受けました。

令和7年8月2日にボート2隻を撤収、令和7年8月7日にプレハブを撤去しすべて撤収しております。

○今後の対応について

今回の米軍による救命水難訓練について、本市といたしましても市民の皆様へは、ご不安とご心配をおかけしたことにつきましてお詫び申し上げます。

今後は、米軍等による救命訓練等、類似事案において、本市施設を使用する申請については、実施主体（米軍、沖縄防衛局等）による申請に限り受け付けるものとし、庁内関係部署や沖縄防衛局、沖縄県等関係機関と情報共有、収集等連携を図りながら施設使用許可について慎重に判断してまいります。